

公明党学生局政策提言

～ 未来を切り開く学生を応援～

2015年7月31日

公明党学生局

人口減少社会の到来、東京圏への人口一極集中など、我が国の将来について乗り越えるべきとされている課題は依然として山積しています。こうした中、公明党学生局は、日本の未来を切り開くのはいつの時代も若者であり、若者に焦点を当てた政策を抜本的に改革していく事が喫緊の課題と考えております。

本年は、我が党が45年以上前から要望してきた18歳選挙権が実現しました。政治が若者に向き合い、若者が政治に参画する大きなきっかけとしていく必要があります。また、就職活動の時期繰り下げ、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案の提出など、学生を取り巻く政策も大きく変わりつつありますが、学生の立場から見て、こうした政策の実施に当たり現場に混乱が生じていないか、不断のチェックが必要です。

公明党学生局は、何よりも現場の声を届ける事が大事であると考え、一昨年からは全国各地で21回の学生懇談会を開催したほか、有識者へのヒアリングや、現場視察等を重ねました。そして、こうした声を政策提言として下記のとおり取りまとめましたので、早急に講じて頂けるよう要望致します。

1. 18歳選挙権の実施に向けた取組み

・18歳選挙権の実現にあわせ、若年者の投票率向上に向けた取組みを推進する。具体的には、大学キャンパス内、駅前やショッピングモールなど若者が集まりやすい場所での期日前投票所の設置を促進するとともに、選挙当日もこうした利便性の高い場所で投票できるよう法整備を検討すること。また、投票率向上に向けた取組みを行う民間団体との協力を深め、キャンペーン活動を行うこと。

・政治に対する関心を高め、積極的に社会参加する力を育むため、模擬投票や模擬議会の実施をはじめ、初等中等教育におけるシチズンシップ教育を強力に推進すること。

2．学生が安心して学べる環境づくり

・意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況などにかかわらず、希望を持って学べるようにするために、大学等の授業料減免を拡充するとともに、奨学金については、「有利子から無利子へ」の流れを一層加速させ、無利子奨学金を拡充すること。また、マイナンバー制度の導入を前提に、現行より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の制度設計を具体的に進めるとともに、給付型奨学金制度の創設を目指すこと。

・高校生等が安心して教育を受けられるよう、「奨学のための給付金」を継続し、第1子への支給額の拡充を図るとともに、私学で学ぶ学生に対する低所得層対策（経済的支援）を検討・実施すること。

・学生であることを尊重しないアルバイト、いわゆる「ブラックバイト」について、大学等においてその実態把握を図るとともに、キャリア教育の各段階における労働法令についての啓発活動に努めること。また、相談窓口の拡充、キャンペーン活動の実施、労働法令に違反した事業者への指導等を総合的に行うこと。特に、居酒屋などの飲食業界をはじめ、学生が多く働く一方で健康や学業にとって問題が大きい事例がみられる業界に対し、早急に改善を促すこと。

・学生のアルバイトにおいても経済回復を実感できるように、サービス産業等の生産性向上を図りつつ、アルバイトなど非正規労働者の処遇改善・賃金上昇を推進するとともに、最低賃金の着実な引き上げを図ること。

・マイナンバー制度は、学生のアルバイトにも適用される。学生が学びながら所得を得ることを妨げられないように、同制度について広く周知徹底すること。また、学生の本分は学業であることに鑑み、課税のあり方も含め、学生の教育費に係る経済的負担の軽減策について検討すること。

3．学生のキャリアアップを後押し

3 - 1 就活のあり方について

・就職活動の解禁時期繰り下げが、結果として就職活動の早期化・長期化につながるという懸念や、企業が学生に対し他社への就活を終えるよう強要するようなハラスメント的な行為、いわゆる「就活終われハラスメント（オワハラ）」など、内定者囲い込みの事例が指摘されている状況を踏まえ、就職活動に関する実態調査を継続的に行い、必要な対策を行うこと。

・インターンシップの実施に当たっては、学生を安価な労働力としたもの、インターンシップの名を借りて採用活動を行ったものなど、不適切な事例が起きないように、実態把握に努めるとともに、適切な指導やその他必要な対策を行うこと。

・就職活動の解禁時期繰り下げに伴い混乱が生じないように、大学・企業と定期的に連携を取りつつ、テストや卒論などの学事行事の調整、中小企業の就職活動時期との調整、キャリア教育の充実、未内定者への就職支援など万全の対応を図ること。

・早期からのキャリア教育を充実させること。特に、インターンシップについては、実施率の目標を定めるとともに、学生が制度を利用しやすくなるよう、マッチング機能の充実、中小企業の受入体制整備への支援、有給など多様なインターンシップ形態の導入を図ること。また、海外のインターンシップについても拡充を目指すこと。

・学校の中退者、未就職卒業者に対する就職支援情報の提供を図るため、学校とハローワークの連携を進めるとともに、既卒3年新卒扱いの普及促進、心理的なサポートも含めた支援の充実を図ること。

・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律を早期に成立させるとともに、その内容について広く周知徹底を図ること。また、事業主に対し、義務付けが行われる事項以外についても、積極的な情報提供を促していくとともに、情報提供を求めた求職者に対して不利益な取り扱いが行われないよう指導を徹底すること。

・一定の労働関係法令違反を行う企業等の求人不受理については、ハローワークのみならず、職業紹介事業者についても、こうした企業の求人情報が紹介されないような仕組みを検討すること。また、求人不受理の対象は、事業所単位ではなく、会社単位などより広い単位で判断することを検討すること

・求人票の記載内容について、特に固定残業代等については就業実態と大きく異なっている事例が多い事に鑑み、実態把握を行うとともに、その対応策について検討すること。また、求人票の表記が求職者にとって一般に分かりにくいとの声もある事から、誤解を生じないような記述に改めるよう検討すること。

・インターネットを活用した就職活動については、大量のエントリーなどにより企業や学生に過度の負担を強いる事にならないよう、労働者の募集に関する情報を提供する事業者が配慮するよう周知し、指導すること。

3 - 2 留学・留学生交流の推進、資格の取得について

・海外留学を行う者を 2020 年までに 12 万人まで倍増させるとの政府目標を着実に達成するため、国として海外留学への経済的支援を拡充させるとともに、官民協力による海外留学支援（トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラム）の更なる強化を図ること。また、留学生の派遣のための体制の充実を図る大学等への支援を拡充するとともに、留学経験のある人材を求める国内企業等とのマッチングの強化や、高校生の海外留学に対しての支援の強化などを行っていくこと。

・海外留学に対する支援について、更なる利用拡大を図るため、卒業後 2 年を超えた場合でも申請できるような措置や、家計基準・成績基準等の運用改善を行うこと。留学の多様化に合わせ、多様な支援を行えるようにすること。

・予約採用に限らず、海外留学中の経済的な事情の変化等を理由に、留学中でも奨学金を申し込むことができるようにすること。

・海外の大学等の高額な授業料を賄えるよう、海外留学に対する奨学金についても、「有利子から無利子へ」の流れを着実に進め、給付奨学金を更に拡充すること。

・留学生を 2020 年までに 30 万人まで増加させるとの政府目標を着実に実現するため、宿舎や交流スペース等、留学生の生活環境の整備改善を行う大学や、その他留学生の受入れ体制の充実を図る大学等に対する支援を拡充するとともに、学生の交流機会の創出や、就職支援など受け入れ環境整備の強化を図ること。

・TOEFL などの英語試験について、大学教育等において利用を拡大する際には、受験料の補助などの施策を講じることにより、利用者負担の低減（学割）を図ること。

4 若者が安心して学び、働ける社会の実現へ向けて

・若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、過重労働が行われている事業所等についての情報を収集し、提供するとともに、監督指導・捜査体制、相談体制を強化し、また、違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導、公表を引き続き行うこと。

・地方大学等への進学や、地方企業への就職を促進するための奨学金制度を活用した仕組みを全国的に整備すること。

・学生の就職活動について、奨学金の増額やJR各社の「学生割引」などの経済的支援を利用しやすくするよう配慮すること。また、交通費等の負担が特に大きいUIJターン等の就職活動について、バスの借り上げなど、学生の経済的負担に配慮した県・市町村の取り組みを推進するとともに、都市部においてUIJターン就職ができる仕組みを拡大していくこと。あわせて、地方大学等の研究所の活用や、地方大学等における起業家教育、職業実践教育を推進することにより、地方の産業の高度化や活性化を図ること。

・理工系の女子学生、女性研究者や女性教員の比率を高め、活躍を促す大学や研究機関、企業の取り組みを支援すること。理工系の学生による子どもたち向けのイベントなど、女子児童・生徒が理工系分野に興味を持つきっかけづくりに取り組む学生自身の活動を支援すること。

・障害者差別解消法が2016年4月に施行されることに伴い、障がいのある学生が大学等において学ぶことができる合理的配慮が確実に実施されるよう、事例収集などによる実態把握に努めるとともに、必要な対策を講じること。

以上